

調達要求番号：5thWHIA92018

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
駐屯地警備監視システム 監視カメラの修理	仕 様 書 番 号	
	作 成	令和7年11月14日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	都城駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊都城駐屯地に設置している駐屯地監視警備システム監視カメラ修理（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002Sによる。

- 調達担当官等
役務に係わる契約を締結する者をいう。
- 官側
契約担当官、監督官及び検査官をいう。
- 契約の相手方
役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- 仕様書
GLT-CG-Z500002S陸上自衛隊一般外注共通仕様書

2 役務に関する要求

役務に関する要求は、調達要領指定書に示す場合を除き、次による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊都城駐屯地とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務の内容

- 修理・点検試験
- 監督官に対する修理箇所の確認

2.3 役務者の資格

役務者の資格は、対象装備品等に関する修理に必要な専門的技能を有するものとする。

2.4 作業記録等

契約の相手方は、作業記録により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、官側立会において機能点検を実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約者担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.3 その他

修理を実施した部位・部品については、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

4.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 都城駐屯地の立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 都城駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通路など）は当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

4.4 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

4.5 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生した発生材は、契約の相手方が処分するものとする。
- b) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) システムが継続して使用できるよう、全体の運用を考慮しながらの施工を実施すること。
- d) その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、監督官等と協議し、その指示に従うものとする。